役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規定は一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター（以下「センター」という。）の定款第１５条及び第３４条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員等とは、役員及び評議員をいう。

（２）常勤役員とは、役員のうちセンターを主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

（４）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費 （宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　センターは、役員等の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤役員には、常勤役員報酬表（別表１）に基づき定例役員報酬を支給する。

３　非常勤役員に対する報酬は、別表２に定めるところによる。

４　評議員の報酬は、評議員会出席の都度、報酬として一人一律５，５００円/日とする。

（定例報酬の額の決定）

第４条　常勤役員の定例報酬月額は、別表１に定める常勤役員報酬表に基づき、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

（定例報酬の支給）

第５条　定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は別に定める職員を対象とする職員給与規程に準ずる。

（費 用）

第６条　センターは、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものにつ

いては前もって支払うことができる。

２　常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤手当の支給に関する取扱要領に準ずる。

３　役員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、センター旅費等支給規程に準じて支給することができる。

（改 廃）

第７条　この規程を改廃しようとするときは、評議員会の決議を経なければならない。

附　　則

この規程は、一般財団法人千葉県勝浦海中公園センターの設立の登記の日から施行する。

附　　則

この規程は、令和８年３月１１日から施行する。

別表1　常勤役員報酬表

号	月　額
1	100,000
2	120,000
3	140,000
4	160,000
5	180,000
6	200,000
7	220,000
8	240,000
9	260,000
10	280,000

号	月　額
11	300,000
12	320,000
13	340,000
14	360,000
15	380,000
16	400,000
17	420,000
18	440,000
19	460,000
20	480,000

号	月　額
21	500,000
22	520,000
23	540,000
24	560,000
25	580,000
26	600,000
27	620,000
28	640,000
29	666,000
30	680,000

別表2　非常勤役員の報酬

1　理事会出席等の都度、報酬として一人一律5，500円/日とする。

2　監事監査の都度、報酬として一人一律5，500円/日とする。

一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター職員給与規程

（目的）

第１条　この規程は、別に定めるもののほか一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター定款第５２条に規定する職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の給与）

第２条　職員の給与については勝浦市の一般職の職員に支給される給与の例による。

（補則）

第３条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。